

参議院農林水産委員会會議録第二十七号

昭和三十五年四月二十一日(木曜日)午前十時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 堀本 宜実君
理事 櫻井 志郎君
仲原 善一君
大河原 次君
東 隆君

委員

秋山俊一郎君
石谷 憲男君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
重政 庸徳君
田中 啓一君
藤野 繁雄君
小笠原三男君
北村 暢君
戸叶 武君
中田 吉雄君
千田 正君

政府委員

農林政務次官 大野 市郎君
農林省農地局長 伊東 正義君
事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件

○開拓官農振臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○開拓者資金融通法による政府の貸付

金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(堀本宜実君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

開拓官農振臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第七三三号)、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(閣法第一〇五号)及び開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案(閣法第一〇六号)(いずれも予備審査)を一括議題といたします。

三法案に対する質疑を行ないます。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○藤野繁雄君 開拓事業の行き詰まっているやつを開拓するためには、今までの国会でいろいろ検討されたのでありますが、今回政府がこれらの点に力を入れている、開拓に関する三法案を提出して、開拓事業の推進に努めるようになられたという事は、まことに喜びにたえないのであります。今、開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案の提案の理由を御覧してみますと、こういふふうな提案理由に述べられておられるのであります。「従来、大部分の貸付金は、開拓農業協同組合に貸し付け、その組合員たる開拓者に転貸せしめる方式をとって参りましたが、転借人たる組合員の償還と、組合の国に対する償還とが、必ずしも対応しないことがある結果、転借金の償還も消

極的となり、かつまた、これが、組合の経理を混乱せしめる一因ともなりまして、ひいては、営農不振の原因の一つともなっていると考えられますので、今後の貸付金については、当初から直接に開拓者個人に貸し付けることを原則とすることとし、一方、既貸付金については、この機会に、個人の債務引き受けを認めることとして、これを個人貸しに切りかえ、国において直接個人ごとに債権管理を行なうこととした次第であります。」また開拓関係三法案提案理由補足説明の要旨では、

「第四条は、従来法人貸をしておりました個人対象資金を個人貸に切りかえるため、開拓者の債務引き受けを認める規定であります。」、以下、前に申し上げたと大体同様のことを書いてあるものであります。そこで御尋ねしたいことは、大部分の開拓農協は信用事業を行なっていない現状である、こういうふうなことなのであります。今資料によつてみますと、開拓関係法案参考資料の五ページによつてみますと、開拓農業協同組合の現状という表があるのであります。この表によつてみますと、総組合が四千八百八十四、出資組合が千九百七十二、このうち信用事業の組合が二百二十二、非出資組合が二千二百十二と、こういうふうになっているのであります。そこで御尋ねしたいと思うのは、将来も開拓農業協同組合には信用事業を行なわせない方針であるかどうかです。これがまず第一なんです。

○政府委員(伊東正義君) 方針としては、開拓農協に信用事業を行なわせないという方針は実はとっておりません。私どもとしては、開拓農協は、総合農協との関係もございまして、やはり今のありまより四千八百八十四、お手元に差し上げました資料にございまして、これの中で非出資の組合が大部分だという形のものな農協がはたしていかどうかという事は非常に問題でございまして、私どもとしては、やはり開拓農協をしつかりしたものは開拓農協として育て、それで開拓農協として育てにくいというものにつまましては、これはそのまま既存の農協に加入するというふうなこと、なるべくこれは強化をして、総合農協との関係をまた調整していきたいというふうに考えておりまして、一切信用事業は今後やらせぬというふうな方針はとっておりません。

○藤野繁雄君 そうするというと、現在信用事業を行なうというのを定款で規定しているところの開拓農協が、今後の信用事業に対してどういふふうな運営をするかという基本的指導方針があつたらばお伺いしたいと思うのであります。

○政府委員(伊東正義君) これはおもに系統金融との関係になります。そういう定款で信用事業をやるといふことでしつかりしております。農協につきましましては、これは系統金融機関の一環として当然考えていくという方針でございます。

○藤野繁雄君 そうしますと、市町村区域の農業協同組合があるから信用事業の方はその方でやらしていただいて、開拓農協というよりなものは大体においては信用事業はやらせないのだと、そうして開拓農協のものといふものは、すべて他の総合農協を利用させるように指導していくんだ、しかし、開拓農協のうちで大規模のものであつて、信用事業を行なつてもいいというふうなお考えの組合に対しては信用事業を奨励していく、こういうふうなことになるのですか。

○政府委員(伊東正義君) 大体そういうふうな考えでおります。

○藤野繁雄君 そうするというと、今提案理由のところでも申し上げたように、政府の方ではある個人は法人に金を返している、しかしながら、その法人は国に返す場合において一括して払うから、各個人ごとの金でないから、その本人は全額を払い込んで、開拓農協からいふならば、それが借入金

の利子が未納であつたらば、そういうふうな未納のものに振りかえられるから、結果においては組合、個人間は完納して、組合、国家間の完納ができているから、そういうふうなことが非常に多いから、そういうふうなことが生じてくる。であるから、今後は直接貸しをするのだというふうなことであるのではありませんか、そういうものがあるならば、そういうふうなものが現在幾らぐらゐの組合があるか、その金額がどのくらい金額になつておるか、こうい

うふうなことをお尋ねしたいと思うのであります。また参考資料の十六ページによつてみますと、昭和二十八年度の七月から昭和三十四年十二月までの返済及び代位弁済した金額というふうなことで、個々に現在保証額が一億以上あるのではありませんが、一億は払ったけれど、組合が払わずにいるというふうな組合は幾らぐらいいつて、その金額がどのくらいになるか、こういうふうなことがあるからこの法律を出そうというふうなことであったら、組合の数及び金額はどのくらいであるかということを一応御検討のことと思ひますが……。

○政府委員(伊東正義君) 今、十六ページについて御質問になりましたことは、実は保証協会の関係のことでございます。保証協会が保証すること、これは全然別でございます。で、先生おっしゃいました組合の数はどのくらいかという御質問でございますが、実はさういふふうになっていくという組合の数の調査はまだございせん。ございせんが、国の債権で今貸付残高は百九十三億ぐらいいつて、それで期限が来まして調定をして未収になつておりますのが約二十三億ぐらいいつて、それで実は今度個人貸しに切りかえようという一つの大きな原因として、先生が今御指摘になりましたように、組合員は自分元金のつもりでまあ返している、ところが、組合と国の関係は、返済充当の関係から組合は金利を先に払つておるというふうなことで、個人は返しているのに組合からは返つておらぬというふうなことが実は往々にしてございま

す。また組合に貸しました金が組合員個人にはつきりまだ貸付になつておらぬというふうなことも、実は例としてたまにございせん。それで、これは実は開拓者の方からも要望がございまして、私の方の債権の管理の方面と両方からいたしまして、やはり国から借りておるというものは、個人別にはつきりした方がいいのじゃないか、私の方も債権管理の建前から、開拓者も個人個人がやはり自分は幾ら借りておるのだ、それで幾ら返しているのだということがはつきりしないと、やはりいかにのじやないかというふうなことで、個人貸しというふうに踏み切つたわけでございます。例をいたしましては、今自作農資金は、実は個人貸しをやつております。こんなあれがございまして、

○藤野繁雄君 そりするということ、さういふふうな組合で振興計画を立て、その振興計画を承認せられた組合のうち、今申し上げたようなことで、個人が払つたけれど、組合が払つていないというふうなことがあると存じますが、振興計画を立てた組合のうち、個人は払いながら、組合が払つていないというふうな組合がどのくらいありますか。

○政府委員(伊東正義君) 今、先生の御っしゃいましたような組合員、これは振興組合員といふと、約九万五千九百三十人ぐらいいつて、組合は約三千人ぐらいいつて、それにつきまして、個人が払つたのに組合からまだ政府の方に入つてこぬというふうな意味の厳密な調査の数は、実は政府といたしましては持つておらぬというふうな状態でございますが、事例として

してさういふことを往々にして聞きますし、私どもの方としましては、やはり先ほど申し上げましたような理由で、個人貸しをした方がいいというふうなことでやつたわけでございますが、先生の御っしゃいました組合の数の、すばり幾らというふうな調査は、これは実はございせん。

○藤野繁雄君 そりすると、「政府とその法人及びその申出に係る各転借人の三者間の契約」をせなくちゃできない、こういうふうになつていくようにあります。農林省令で定める、こういうふうになつていくようにあります。農林省令の内容をお伺いしたいと思ひのであります。

○政府委員(伊東正義君) 省令等につきましては、手続等がおもひでございます。大体の考え方といたしましては、組合と、それから個人と政府というわけでございますが、契約いたした場合は、たとえはそれはさういふものは引き受けぬというふうなことになるのでございまして、これは実は個人に切りかえるということができなくなるわけでございますが、実はいろいろ過去の債務、今、先生おっしゃいましたようなことがございまして、かなりこの問題ではいろいろ問題が出るんじゃないかというふうな考へておりますが、省令等で書きますことは、手続の点だけにしようと思つております。

○藤野繁雄君 引き続いて、第四条の第一項の第一号の関係ですが、「当該債務の引受け後においては、当該法人が当該引受け後の債務を保証する旨を当該三者間の契約において定めること」と、こういうふうなことになるのであります。これは個人が個人に切りかえた場合において、開拓農協が保証するのであります。さういふこと、

○政府委員(伊東正義君) 先生のおっしゃいますようなことで保証いたした場合は、組合として総会で定めると思ひます。それで、この限度でございまして、これは国から各個人に貸しますものは、たとえは基本営農資金であります。基本営農資金でございまして、類型に入ります場合は四十五万というふうなことをきめております。それから振興資金でありますれば十二万、自作農資金でありますれば、最高二十万というふうなことに各個人についてき

めておりますので、個人々々につきましては、これは政府との関係については、その政府できめた額が個人につきまして最高限度になる、さういふ考え方でございます。

○藤野繁雄君 それは僕の質問が足らなかつたかもしれませんが、個人に対する最高限度と、それから開拓農協が保証する最高限度と、両方を総会で決議せなくちゃいけないと思ひます。であるから、個人に対するものは、今、局長のお話の通りであるとい

たしまして、開拓農協が保証することとができる最高限度をどういふふうな基準によつてきめられるかということなんです。

○政府委員(伊東正義君) これはやはり開拓農協を構成しているメンバーと、今申し上げましたこれは政府との関係の金でございますので、政府との金につきましては、大体最高幾らというふうな基準を設けております。政府と個人との貸借関係が起きます限度と、構成員の数というものを頭に置いて保証していくということに政府との関係においてはあると考へております。

○藤野繁雄君 そりすると、債務の保証を開拓農協がやるとしたならば、今度は個人が償還ができないうこととだつたらば、代位弁済をせなくちゃいけない。さうするということ、直接貸した、保証したということになれば、開拓農協の、いざという場合における代位弁済したところの、損害賠償になるような手数料とか、あるいは保証料というふうなものを取る手続があるのかどうか。もしないとしたら、開拓農協は保証しただけで、一体

それを元利均等の年賦支払いの方法をとられるということは、あまりにも酷

じゃないか、こう考えるのであります。

思ふのは、そういふふりな貸付金にか

かわる未納利子であるとか、延滞利子

であるとかいうようなものは、貸付金

の元金をまず取ってしまった。その後、にこれらの金は回収するといふような

ことにしていくべきものじゃないか

と、こう考えるのであります。そこで

おいては、未納利子であるとか、延滞

金というようなものは、すでに収入が

あったものとして経理してあるのであ

るから、これを頼りにしておきたいと思ふのであります。

○政府委員（伊東正義君）
これはすで

に収納があつたとして経理はいたして
おりました。今、先生の言つたやうな

したような金額約二十三億ぐらい残つ

ているのでありますが、これにつきま

しては、まだそういう整理はいたして
おられません。今度やり直したのは、先

生の今おっしゃいましたようにします

と、たとえば十五年あるいは二十年たつ

たあとでその回収という御意見だと
思ふのでありますが、私どもの方とし

ましては、実は今約二十三億というも

のは即時に支払うべきものでございませ

り二十年なりと均等の償還をしていく

ということが私は開拓者にとっては相

当に有利な条件になるのじやなからう

かという判断で、こういろいろな措置をしたわけでございます。

○藤野繁雄君　今のお話によれば、未

納利子とか、延滞利子であるとかいう

ぬのは 恥入してないといふふた

ことであれば、これを元金に繰り入れ
るということであつたならば、それた
け政府の収入がプラスになると思う。
私はこれを直ちに切り捨てろというお
話はいたしません。しかしながら、従
来、収入にしてないものを収入に繰り
入れて、そうしてそういうふうなこと
をやつて、開拓者のうちで最も行き詰
まつていてところの開拓者を更生させ
ようというふうなことは、あまりにも
心と事実とが相反するじゃないか、こ
ういふ気がするのであります。であ
りますから、こういうふうな特定の開拓
者、ほとんど手のつけようのない開拓
者というものは、涙がある方法でやつ
て、政府に直接損害がないような方法
でやればいじやないか、こういうふう
なことからいへば、先ほども申し上げ
た、また局長からも答弁があつたので
あります。未納利子であるとかいふ
もの、あるいは延滞金であるとかいふ
ようなものは、これはあとで徴収をす
るというふうなことにすべきであると
私は考へるのであります。念のため、
いま一つこれについてお伺ひした
いと思つてあります。

○政府委員(伊東正義君) 実はこれは
予算的な措置になつてくるわけござ
います。予算をやりますときに、先
生のおっしゃいました未納のものを
どうするかという問題、実はいろいろ
議論したのでございます。これは当
然一時払いで払つてもらうべきもの
であるからして、それは払つてもらつ
てあるものを元利十五年なり、二十年
なりの均等償還すべきじゃないかとい
うような議論が、実は財政当局等から
だいたい強かつたのでございますが、私
どもとしては、今のよりな五年据
え置き、二十年、あるいは据え置きな
し十五年という措置をとつたのであり
ますが、そういう困つた人につきまし
ては、据置期間等、五年もということ
におそらくなものでありましようからし
て、五年据え置き、十五年、全部で二
十年で償還していくというやり方の方
が有利じゃないかという判断に立
ちまして今のような措置をとつたので
ございまして、実は先生のおっしゃ
います元を払つてしまつたあとで二十年
後なり、十五年後ということまでは、
実はいろいろな折衝過程におきまして
は、そこまでやることはなかなか無理
でございまして、今のよりな二十年と
いうようなことで払つたらどうか、こ
れもかなりな開拓者にとりましては条
件緩和とはなるじゃないかという判断
に立ちましてこういう措置をとつた次
第であります。

○藤野繁雄君 行き詰まつたところの
ものは整理する場合においては、涙があ
る政策をとらなくちゃできない。それ
は成功払いということなんです。成功
払いというものはどうであるかとい
うと、元金をとつてしまつた後にそうい
うふうなものを払わせるということが
成功払いなんです。また、そういうふう
なことが現在、他の政府のやり方
においてもやりつつあるということ
を、私はおぼろげであるが知らないでも
ない。でありますから、私は政務次官に
お尋ねしますが、日本の開拓者のうち
でこの第一第一第一号に書いてあ
るようなものは特別なものなんです。
特別なものは特別な取り扱いをせな
くちゃできない。特別の取り扱いをす
るのに、国家の財政に直接影響のない
金であつたならば、さつきから私が申
し上げるように、政府の貸しているこ
ろの金を取り上げた後にこういうよう
な金を取り上げるようにすべきであ
ると私は固く信じておるのであります
が、政務次官、いかがにお考えです
か。

○政府委員(大野市郎君) 成功払いの
ような形で、この貸付金の回収につ
いて、事業会社などが構引にすべき
ものを、そういう形で取り扱つた例も
聞かぬわけでもございせんですが、
この開拓者の、特定開拓者の方々は実
際、特に終戦後のえらい時期に、まあ
御本人の意見でないにかかわらず、国
策でお入れしたような例もありまし
て、御本人のいわゆる無気力というこ
とでなくて、そういう払いたい元利も
払えない方もあると思うのでござい
ます。そういう方には大へんお気の毒な
んであります。先ほど局長から予算
折衝の間の過程の問題をちょっと触れ
てお話をいたしましたのでありますが、や
はり払つておる開拓者もあるもので
から、そういう自分の意思にかかわ
らず、客観条件でいけなかつたのが、
怠惰のためであるのかというふうな、
行政上判断するのに非常に困難な点が
ございまして、それで財務当局として
は、払つた人もあるのだから、これは
まあ切りかえるからには一べん一緒に
払つてもらふじやないかというふう
なお座りの議論が出たわけでありま
す。そんなので、それが元での話に
なつたのですから、そこまでの強硬
な意見であるなら延べ払いで五年後に
十五年間払いという方法がいいだろ
う、こういう説明であつたわけであり
ます。従つて、ただいま御提案いたし
ました趣旨は、そういう過程があつた
のでこういう形でございまして、藤野

委員のお説のように、払いたくても客
観情勢で払えない者に重荷をこれ以上
負わせるのかという御議論はごもつと
もでございまして、この点について、
はたしてこの方たちがこの新しい営農
計画によりまして、二十年の間に払い
切れるかどうかということも、一応そ
れらの計画を検討するのでございま
すから、御趣旨はよくわかるのであり
すけれども、この意味で特定開拓者の
方々もお払い願えるのじやなからう
か、こういうふうな見通しで実はこの
案を立てたのでございまして、御趣
旨はよくわかるのでありますが、他の
払えた人たちの行政上の区別がむず
かしい点がございまして、一応こう
いう原案でお出ししてあるわけござ
います。御趣旨はよくわかりますが、
立法上の、あるいは行政上の取り扱い
をいたしましては、局長の答弁より以
上に私として今日お答えができないの
でございまして、御了解をいただき
たいと思ひます。

○藤野繁雄君 次は、開拓営農振興臨
時措置法の一部を改正する法律案で
す。これによつてみますと、開
拓者をよくするために営農計画を立て
なくちゃいけない、その営農計画がさ
らによくなるためには、何とかの方法
を研究せなくちゃできないというよう
なことで、今回九条が挿入されて、農
林省に開拓営農振興審議会というもの
を置かれるようになったと思ひのであ
ります。そこでお尋ねしたいのは、こ
の審議会は、九条の二項によつてみま
すという、農林大臣の諮問に
応じ、第二第一項に規定する開拓者の
営農の改善に関する対策その他開拓
農の振興に関する重要事項について調
査審議する。と、こうなつておるので
あります。そこで私がお尋ねしたいの
は、さつきもいろいろ質問したのであ
りますが、この営農審議会において、
特定開拓者のようなものに対しては、
私がお尋ねしたようなことは十分に審
議せられる考へであるか。農林大臣は
そういうふうなことを諮問せられるよ
うなことになるのであるかどうか、そ
れをお尋ねしたいと思ひのでありま
す。

○政府委員(伊東正義君) 今、先生御
質問の点でございまして、ここに書い
てありますように、大体大きくねらい
まして二つの柱になると思ひます。一
つは、今、先生御指摘になりましたよ
うな、既入植者で振興計画を立ててお
りますもの、または、実は立てており
ませんもの、またこれに該当するよう
なもの、そういうものに対して一体今
後の営農振興をどう考へていくかと、
御承知のように、基本営農類型とい
うのをこの臨時措置法のもとに、農林省
は新規に入る人につましてはた
ま考え方を示しております。これと振
興計画との関係というふうな問題と
か、今、先生がおっしゃいましたよう
なことも既入植者の困つておる人につ
いての問題の一つとしてこれは当然出
てくると思ひます。それともう一つ
は、将来の新規のこれから開拓につ
いては一体どういふふうな考へてい
るかというふうな、二本の柱でおそ
ろく諮問が出来るだらうというふう
に考へております。

○藤野繁雄君 次は、審議会の構成は
委員十人以上となつておるのであり
ますが、大体どういふ方面から委
員を出される御予定であるか。内定が

あつたらばお知らせを願いたいと思ひます。

○政府委員（伊東正義君） 委員は十名以内ということになります。それでまだはつきりどうというふうにはきめておりませんが、当然、開拓関係の団体の人、あるいは団体の人でなくても、私どもとしましては、実際に開拓をやっているような人でつばな人が

あれば、そういう人も入ってもらう。また、開拓関係にはだいぶ金融機関等から、農中等、その他いろいろから金融関係がございますので、そういう方々の代表でありますとか、あるいは一般的に開拓関係につきましては、の学識経験者というより、な人から選びたいというより、なことを考えておりますが、まだそれ以上、どの分野から何名というより、なことはきめておりません。

○東隆君　今の開拓審議会の構成なんですが、それには国会議員はお入れにならないのですか。

○政府委員(伊東正義君) これは国会議員の方は、まあ国会で議論していた、だ、ということのような考え方で、一応今の予定は入っていた、ただかないでやったらどうかというところでございます。

○東隆君 国会議員を入れない理由をもう少しはつきり説明していただけないか。

○政府委員（伊東正義君） 国会の先生方につきましては、私どもの考えとしては、また、ここでもいろいろ御審議を願った上で、われわれとしましては実は基本的な問題にある程度取り組みたいという考えでおりまして、そういう問題につきましては、当然、制度の問題等に触れて参りますので、これは当然国会で御議論をしていただくとは

いうことになろうと思いますので、その前段の審議会におきましては、そのほかの、いわゆる学識経験者なり、あるいは実際開拓をやっている人というよりな人で審議いたしましたして、そのあとで国会で制度の問題として審議していただいた方がいんじゃないかというよりな判断で今のよりな考え方を持っておる次第でございます。

○東降君 その問題は私はやはり国会議員を入れてもう少し十分に論議を進めていかなきゃならぬものじゃないかと、こういう考え方を持っておりますが、それは別といたしまして……。當農類型の問題ですがね、これを私はやはり法律でもつてはっきりと規定をすべきじゃないか。そうでないと、今のよりに、法律によりますと、結局、一応の形が示されておりますけれども、都

道府県の知事がそれを認定をするよりな形になっております。従つて、はなはだその中身が何といいますか、各府県まちまちのものができ上がるのじゃないか、こういうような心配をいたしております。この点はどういうふうに農林省の方で調節をいたしますか、この点を伺います。

○政府委員（伊東正義君） 営農類型の問題でございますが、これは先生御承知のように、この開拓営農振興臨時措

置法をやりますときには、特定な類型
というものは示しませんで、法定いた
しませんで、ある一定のまだ収入がな
い人、あるいは償還額が収入の一割を
こえるという人なを対象にしまし
て、そうしてその人たちの経営が黒字
に転換する転期まで一つお世話しよ
うというふうなことで振興計画を作っ
たわけではないです。それに対しまし

て、その後、三十三年に基本営農類型
というものを作りまして、新規に入ら

れる人々については、過去のあやまち
 といつてはなんでございますが、過去
 の開拓で経験しました苦い経験を再び
 繰り返さないようにという、ようなこと
 で、ある程度高い基準を設けまして、
 新しい開拓者になるべくそいう考え
 に沿つて国の融資もしていこうといふ

ようなものをあとから作ったわけでございます。それでこれを法定するかせぬかの問題があるのでございますが、私どもとしましては、今できております振興計画自身が、これはたしか、実績を御配付したと思うのでございますが、建設工事等でも五十何パーセント、自作農資金だけは大体計画通り出してありますが、このほかでも、まだ四〇％程度のものが多いわけでございます。

すので、私どもとしましては、現在立てております振興計画の達成が第一段階じゃないか、そうして、そのあとで次の段階として今新しく考えております基本営農類型等の調整をどうするかということ、これは相当また大幅な改変にもなりますので、それにつきましては、私どもとしましては開拓営農

審議会等でよほど案を練ってもらい
ま
せんと、相当な財政投融资の追加にも
またなるだろうと思いますので、それ

をやりますには、また計画的な間引きというよりなことも当然やらなければならぬということになると思ひますので、そういうことにつぎましては、審議会で一つ基本的に御相談を願つて、さしあたりは今立てております振興計画の達成がまず第一段階である。それが半分もいっておりませんので、これの達成をしようということを

考えましたのが今度の法律の改正でございます。

○東條君　その開拓審議会でもって今、
營農類型に關係をしたことを審議され
る、そういうお考えのようであります
から、なおさら私はこの開拓審議会と
いうものを強化しなければならぬと、
こういう考え方を持っております。法
定をしないというのでありますから、

いよいよもって開拓審議会にこれは移されて、そこでもってやるのであるから、私は相当この開拓審議会を強化していかなければならぬと思うのです。それで、今一定の予算しかとれないような考え方でもって議論を進められておるようでありますけれども、私はほんとうに開拓營農を振興させるためには、やはり今まで政府が出した財政その他の方面における補助金であるとか

融資の方面、こういうような方面は、私は非常に少なく、しかも、いろいろな災害その他によってみんなほんとうにそっちの、経営その他の基盤を建設するといふような方面に使われないで食いつぶしてしまふ、こういうような面が非常にたくさんあるのでありますから、これをやはり振興計画によって

どれだけの金を投資しなければならぬ、こういうようなものが当然生まれでくる。しかも、それは私はパイロット

ト・フ・ームだの何だの、その他によつての経験が私は非常に大きく作用しておると思うのです。そういうような意味で、大蔵省の方では非常にむずかしいことを言われると思うけれども、農林省の方では、その点は一つ大きく考へていかなければならぬと思うのです。そしてやはり既設の、早くから入った開拓農家に対しては相當な資

金を補給する、こういうような考え方でなければ、営業の振興なんというの

はほとんどできないと思います。これはもう北海道のパイロット・ファミリーなんかをごらんになった人は、その付近に早くから入った農家が歴然として証拠を示しておりますから、私はそういう点を一つ十分に考えてやるように、こういう考え方でもって進めて

いかなければ、ほんとうの営農振興なんかにならないと思います。間引いたつり、その他のことをやって、そして特定のものを救っていく、こういうのでありますから、それはなかなかかわいそうな状態がたくさん生まれてくると、こう考えるので、やはり該当をする農家を、振興計画を立てた農家はことごとく営農を振興するような態勢を一つ作り上げてもらわなければ、そ

のためには私は何らかの形でもって強い発言をする場所が必要だと思いますが、そういうような意味でも、前にさかのぼりますけれども、開拓審議会なんかの自身が、これは強力なものにならないければならない。おそらくこのままでもっておやりになると、農地局の局長さんが最高ぐらいになって、そし

て、そこでもって農林大臣の諮問に答える、こういうふうな形になると思うのですけれども、農林大臣の諮問ぐら

いでなくて、私は国の施策として、総理大臣が諮問するぐらいな形のものを作り上げて、そうしなければ大きなこの問題はできないと思うのです。そういうよりな意味で私は官僚型の法定の問題ができないとするならば、開拓審議会を強化し、そしてその中にやはり国会議員なんかを入れて、そうして相当な国策としてのものを大きく出し

えをやっておるだけの話で、これも今の金融状態のもとにおいては大きな条件緩和かもしれないけれども、しかし、私も昭和の初めに農村負債整理の場合にやった条件緩和といふものは、これは国が預金部の資金を三分の一ぐらい出して、そうしてエビでタイをつくるような形で借金の整理をやった。だから、これは見ようによつては借金踏み倒しの組合だなんて言われたような、そういうようなことをやった経験もありましたが、それが本場の条件緩和であつて、この程度のもは私は条件緩和でないように考へる。で、私はやはり据置期間中の利子の問題なんかも、はつきり計算をされておるのでありますけれども、これは当初農林省の方で要求されたように、もう少し金利の問題なんかを相当半分ぐらいにするとかいふような方法をやればさうすべきである、こう思ふのであります。が、経過中の問題だか何だか関連して政府の方はどういうふうな処置をされてこんなことになつたのか。据置期間中の利子の問題、これを一つお話を願いたい。

○政府委員(伊東正義君) この法律は単に借りかえだけじゃないかというお話でございますが、これは、私も同じくしては、必要人には借りかえましてさらに五年据置き、十五年に延ばすといふことでございますので、かなりな条件緩和になるのじゃないかといふふうには考へております。

それから、問題の金利の問題でございますが、先生おっしゃいましたように、実は当初は二分の一ぐらいのことと要求しましたことがあつたことは、その通りでございます。しかし、

今申し上げましたように、相当程度の条件緩和になるのであるからして、当然利子だけは払つてもらうべきじゃないかといふようなことに相なりまして、実は予算もそういう前提で約四億六千万円ばかり一般会計から繰り入れまして、利子だけは入つてくる、そして足らぬ分は四億ばかりふえるといふような予算も含まれておるわけでございます。

○東隆君 私は、開拓農協は、先ほど藤野さんも言われたのであります。開拓農協そのものは非常に弱いので、この仕事をやるのに国が相当助成その他をしなければこの仕事はうまくいかないのじゃないかと、こう思ふのであります。普通なら相当大きな金を動かし、そして何といひますか、金利の一つの取扱料なんかもあつてある程度の仕事はできると思ひますけれども、開拓農協が使うものはもう末端のものであり、それから、ほとんど取つていないのじゃないですか。それで、農林中金あるいは信連あるいは公庫等は、ちゃんと金利がきまつてゐるから、これは問題でないです。ところが、開拓農協になると、一つもそこら事務費にも相当するものもない。こんなふうなことになる、これはどうも開拓農協がうまくいくはずはないと思ふ。販売をするものが少ない、それから購買の方でそんなに取るわけにもいかないし、金利の方はほとんど取り扱い手数料といふものに相当するものはない。そうすると、組合を運営していく方面においてもやはり国が相当なことを考へてやらなければ、せっかくの開拓農協は動きがつかない。分担金を取つて経営をさすわけにもいかぬ

でしようし、そういう点でいろいろ開拓農協に不祥事件が発生したりなんかする、こう見てもいいと思ふ。そういうふうな意味で、この条件緩和の法案に関連して私は、ある程度の事務費その他に対する補助を考へていいのじゃないか。そしてこの大きな仕事、これは大事業になりますから、こいつをやつてもいいと思ふ。その点はどうか。

○政府委員(伊東正義君) この仕事は、中心になつてやりますのは、国、県が中心になつてやることを実は考へております。問題のところは、国も直接出張りまして二年間やるという考え方でありまして、開拓農協につきましても、実は従来は開拓農協が債務者でございまして、何も国から金を借りてこれを組合に転貸していく経費は入らなかつたのでございまして、今度、それは、それにつきましても、先ほどお答えしましたように、若干の経費が今度は組合側に入るといふことになつて参ります。これはたゞし、県連に入つていたものが単協に入つてくるという実は形になるわけでございますが、今考へておりますのはそういうことでございまして、この仕事の中心は国と県といふことで実はやつていきたいといふ考へ方を持っております。

○東隆君 いや、国でおやりになり、それから道その他によつて直接おやりになればなるほど、実は開拓農協や、これが何か末端のものになるわけですから、だから開拓農協そのものが経費をやたり捻出しなきゃならぬわけですね。動く金はどうしても要るわけですね。何ほ国の方でおやりになるのだといつたつて、手を取つて全部やるわけじゃ

ないんですから、それはやはり開拓農協でもって実際に主になつてやらなければならぬ、そして条件をちゃんと整備して、そして初めて国が資金の融通もできるでしようし、いろいろなこともできるのですから、だから全部、事務から何から全部国がやるといつたつてできるはずはないのですから、そういう意味じゃなくても、私はやはり相当なものがこゝでできないければ、この仕事はなかなかできないんじゃないかと、というの、開拓農協が非常に弱いので、見ますと、人数は非常に少ないし、そして普通の取り扱い手数料だの何だのもつてまかなつていけるような筋合いのものでもないし、しかも、一つの村の周囲の非常に山地帯だの何だの方に行つて、非常に中心から離れた所にずつとあるのですから、距離からいつても非常に遠い所にみない。連絡がなかなかできない。こんなような状態に置かれてゐる所が多いと思ふのです。だから普通の農協の事務算できないようなところが非常にあります。だからそういうところに対するやり方というのをもつと力をつけてやらなければ、せっかくの仕事がうまくいかないと、こう思ふのですが、その辺のところを考へていただきたいといふのが趣旨なんです。

○大河原一吉 ちよつと関連して。僕も条件緩和といふことを考へますと、むしろ条件緩和といふけれども、何か条件の変更だといふふうにも考へられるわけですが、そこで、具体的に申しまして、もし局長が言われるように、明確に条件の緩和だといふ、そういうことになつた場合、実際にこの条件

緩和の対象になる個々の具体的な開拓農家といふものは、具体的にどういふ農家が条件緩和の対象になり得るか、その点を一つ。

○政府委員(伊東正義君) これはまず対象としましては振興、要振興農家を考へております。全国で九万四千ぐらゐございまして、これを対象にして考へておる。そのほかに振興計画を立てておりません、災害等の関係でやはりそれに類するような地方につきましては救つていきたいといふことで今大蔵省と交渉をいたしております。それから、その振興農家の中でどういふものを対象にするかというお話でございますが、これは収入と、それから農外所得といふような、農業所得、農外所得といふ農家の所得から家計費でございまして、あるいは優先返済の債務がございまして、これは今の債権管理法で参りますと、ほとんど限定された債務しか差引けなかつたのでございまして、今度はその点を中金資金でございまして、公庫資金とかいふようなことまで手を広くしまして、そういうものを所得から差引きました残りが毎年の国に返します償還額よりも小さいといふような農家に對しまして十五年にする、また、その中で特にひどい人につきましては、五年据置きにするといふようなわけで、個々の人につきまして債権管理法でやるのと同じ思想で具体的に人をきめていくといふようなことを考へておまして、まあ私もまだ政令で、大蔵省ではつきりきまりませんが、振興農家の相当部分はこれで救つていきたいといふ考へ方を持っております。

○大河原一吉 償還緩和の問題です

が、これ明確に償還緩和ということになりますと、今、これは、まあ開拓の問題が提起されているようですが、国の債権に対する何といえますか、債権管理ですか、債権管理に関する法律というものがあるわけですが、この場合はこれとどういう関係になるのですか、その関係は。

○政府委員(伊東正義君) 今までこれのない間は国の債権の管理等に関する法律ということで、約一億足らずのものを延期にいたしております。こういう人もこっちの方が有利であるというふうに、また、こっちで条件を緩和してほしいということになりますれば、その人々につきましても当然こちらで該当しますれば五年据え置き、二十年というよりなことに取り扱っていく。向こうでいきますと大体延期が五年以内ぐらいいつておりますので、こちらの方がいい有利になりますので、そういう人でもこっちを受けられる。それから債権管理法は、そのときも償還期限が来たものだけについてやっておりますが、これは償還期限がまだ来ませんものでも、たとえば来年償還期限が来るというものにつきましても、また、これによりましては五年据え置き、二十年というふうに延ばせるといふようなことになっておりまして、国の債権の管理に関する法律よりはだいぶこちらの方がゆるやかに実はなっております。

○委員長（堀本宜実君）　ここでしばらく休憩をいたしまして、午後は一時半から再開をいたします。

午後零時十八分休憩

午後二時三十分開會

○委員長（堀本宜実君） 委員会を再会
いたします。

午前に引き続き開拓関係三法案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑の
おありの方は順次御発言を願います。

○北村暢君 きょうは私は、開拓三法

度の国会では開拓関係の法案に対して開拓者は非常に大きな期待を持っておっただろうと思うのですが、実際に出了た法案を見て、開拓者はどちらかといへば、がっかりしているんじゃないか、まあこういうふうにいるんじゃないか、そういうような点からいたしました、私はまず開拓の現状について一つ質問をいたしたいと思うのですが、まず第一番にお伺いしたいのは、開拓が実施せられて、その結果、非常な不振の農家が出て、開拓の成果というものが非常に進んでいない、こういう段階の中で開拓管農振臨時措置法が三十二年に制定されたわけでございますが、まず、この開拓管農振臨時措置法の成果について、途中でございますけれども、先ほど来、局長の答弁によりまして、今のところ、この開拓管農振臨時措置法によって、そのます段階を踏んで、その完全実施のためにやつていきたい。抜本的な改正はあとで考えるような話でございますが、これについて開拓管農振臨時措置法の現在までの実施経過についてまずお伺いいたしたい。その概要を一つ説明を願いたいと思います。

○政府委員(伊東正義君) 三十二年に振興臨時措置法ができましたから、この法律に基づきまして計画の承認をいたしました組合が約二千九百ぐらいございます。それから対象農家ござい

います。これが大体九万四千戸くらいがこの計画で承認を受けております。現実の問題として、立てました振興計画でスタートにつきましたのは、法律は三十二年でございますが、大部分は三十三年からでございます。三十三年、三十四年と約二カ年間、その振興計画に基づきまして、われわれ予算的措置、財政的措置を考えておるわけでございますが、建設工事につきましては、実は要振興地区の建設工事、それから開墾作業でございますとか、あるいは開拓地改良事業でございますとか、こういうものの計画は五百七十億くらいになっておりますが、三十五年までには、大体二百八十七億くらいですから、約半分くらいの建設工事でございます。何といひしても、やはり建設工事とか、その他開拓地改良でございますとか、こういうもので開拓者の営農の基盤を作つてやるというのが先決でございますが、これが進行度は約半分くらいというような事情になっております。その中で特に開拓者から実は要望がありますのは、一回建設工事が終わりましたあとに、開拓地改良といひまして、水の問題でありますとか、あるいは道路の問題等の要望がございますが、これは約八十億くらいという大きな計画が出ておりますが、これにつきましてはまだ十億足らずでございます。特におくれておりますのは、開拓地改良という工事、一度建設工事が終わったあとでございますが、この関係は若干おくれておりますが、総体的には相当、半分くらいが進んでおるような形でございます。それから資金の面でございますが、これは開拓者資金融通特別会計から出

します振興対策資金、これが百四十二億ぐらいの計画でございます。これに對しまして、三十五年度の予算も入れまして、約六十二億ぐらいの振興資金が三十三、三十四、三十五で出ます。大体、半分かちと足りませんが、開拓者資金はそんなことで振興資金の方を出しております。それから農林漁業資金の公庫資金でございますが、これは計画では九十億ということになっておりますが、これは三十五年度までで二十八億、ですから約三一％ぐらいの進捗でございます。それから自作農資金につきましては五十一億ぐらいの要望がございますのに對しまして、これは三十五年度で大体全部貸し出すということで一〇〇％進んだらうというふうに見ております。ただし、自作農資金につきましては、もう少し、計画が小さいので足りないという問題が実は出ておりますので、われわれとしては、そういう追加のものにつきましても考えていきたいというふうに考えております。それから営農改善資金といいます、臨時措置法の中心をなしました返済資金の借りかえでございますが、これは四十一億ぐらいでございますが、これもほとんど三十五年度で全額借りかえになるだらうというふうに見ております。ただ一番おかれておりますのは、開墾作業でございますとか、あるいは土壤改良でございますとか、こういう関係が百三十六億ぐらいの計画に對しまして三十六億ぐらいでございますので、この関係が実は一番おかれております。今申し上げましたのが、大体計画に對しまして三十五年度までを含めた実績でございますが、個々の開拓者の営農の問題は、年々家畜等相当

入っておりますが、若干ずつは収入も上がっておりますという形にはなっておりますが、実は問題になっております政府から借りております金の返済、その他の問題が重圧になっておりまして、経営自体としてはまだ案などころにはいっておりますが、この現状でございます。

○北村暢君 ただいま説明があつたのですが、いただいた資料によりまして、も自創資金、営農改善資金、これは三十五年年度で一〇〇％計画目標に対して実施されるだろう、この進度は満足すべきもののように思われますが、まだ内容的には私は意見がたくさんあるものでありまして、一応の計画目標には達しておる、しかしながら、今の答弁にもありましたように、土地等の整備等においては、百三十六億五千万の目標額に対して、三十五年度までで三十五億七千八百万、こういうことで二六％である、こういうことになりますと、もう残すところあと二年を目標にやられておるだろうと思うのですが、二年間でこの目標を達成するということは、ほとんど不可能に近いのではないかと、確かに自創資金なり営農改善資金が、資金面において努力されているようですが、そのほかにまだ開拓者資金、今回の改正もありませんでしたけれども、振興対策資金の分、これが四四％、農林漁業の資金が三一％、こういうような状態では、資金面においても必ずしも万全とはいえない。しかも、この法案の残年期間において完全に実施できるかどうかということについて非常に疑問があるだろうと思う。従つて、開拓農民は今回の開拓管農振興法の抜本的な改正というものを希望しておる、こう

いろいろな実情だろうと思うのです。ところが、今度の改正案は、私は開拓審議会というよりなものを設けて、それで今後の問題は審議するのだということ、完全にこれも逃げてしまったんじゃないか、これもまあ入ってなかったのが、自民党の政調等において要請されて入ったということ等聞いておるわけですが。そういうような点からして、開拓農家の一番期待をして、開拓農振法というものの抜本改正がなかったということが、私は大へん開拓農民をして失望させたんじゃないか、このように思うのです。従って、たまたま説明ありました実施状況について再度お伺いしたいのですが、何と云うても資金面ももちろんでありましたけれども、開拓農家の基礎が確立しないというところに非常に大きな開拓農家が安定しない原因があると思うのですが、一体、土地等の整備、開墾作業、土壌調査、土壌の改良、入植施設、いろいろなものが三十五年度で二六％というところでは、これは大へんおくれしているのではないかと。計画目標達成に対してあと二年くらいの間、二年か三年だと思ひますが、その間においてこれを完遂する予定といたしますか、自信があまりないのかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(伊東正義君) 今御質問の点で、特に基礎整備の必要ということ、考えておられますのは、建設工事それから土地の整備、この二つでございしますが、建設工事の方は、実は今までの、ことしの予算を前提といたしますと、大体五年くらい残年量がございします。それから土地の整備の方の関係でございしますが、これは約六年くらいということになります。先生のおっしゃいましたように、二年で完成できるかというお話でございしますが、これはわれわれとしましては、あと五年ということじゃなくて、なるべくこれは切り上げていきたいというふうに思つておりますが、また、そういう努力をすべきでございしますが、二年で全部これが片づくというところは、なかなか困難ではないだろうか、しかし、五年とか六年とはいわず、もう少しこれを切り上げまして何とか早く片づけたというように努力をいたしております。

○北村鶴君 それから次に伺ひたいのは、今の御答弁では早くやりたいというところですが、この残年量を見ましても、私は非常に言うべくしてなかなか困難な問題だろうと思うのですが、これは予算面において今後大いに努力をしてもらわなければならぬのですが、これはまた後に開拓農家の全体の根本の方針として伺ひたいと思ひますから、次に譲りますが、次にお伺ひしたいのは、振興計画の戸当あたりの所要資金というものが計画で示されて、計画が提出されて、そしてこれが実施、こういうことになっておるようではございしますが、この計画が北海道等において一全国的でございしますが、その計画を立てた年度々々によつて非常に差がある、それからまた地域々々において非常に差がある、こういうことが現実において出ているのです。で、たとえば例をあげますと、北海道の三十二年度に立てた計画が戸当あたりの金額が二十一万二千円、三十三年度のが二十七万一千円、平均して二十三万三千円、こういうことになっておる。これは道なり県の指導と

いうものが一定のワクというものをはめて、それに合うように計画というものを、振興計画というものを立てさせて、しかも、その行政指導が各地域によつて、各農地事務局によつて非常にまちまちであったという点が出たおちのじやないか。北海道のように二十万三千円という一戸当たりの振興計画による資金計画になっておる。これに対して非常に少ないのが東京、これが六万七千円、あるいは熊本、八万二千円、岡山の八万二千円というように、地域的に非常に差がある、こういうような点が出てくる。じゃないか。しかも、その計画によつて、計画も先ほど申したように指導のまずさといひますか、そういうような点からいって、また非常に急いで作つたという点からいって、三十三年度の当初においては粗雑な計画になった。たとえていえば、仙台農地事務局の中には、三十二年度に立てた計画には四万四千円というより少ないのがあつた。ところが、一度立ててこれを改訂するといふことも受け付けてくれない、こういうような実情の中で、せっかくできた振興法でございしますが、法律の目的が事実上達せられないというように事態が各所に起きておる、こういうように思われるのです。

○政府委員(伊東正義君) 今の御質問の点でございしますが、実は計画の変更の問題でございしますが、これは御承知のように法律には何も規定がございしませんし、三十三年度で提出期限も終わつております。先生のおっしゃいましたような年度によりまして若干仕組みが違つたりしたことがあることは、これは事実だろうと思ひます。それで私どもの方としましては、振興計画の運用というものは、そうしやくし定本で一銭一厘違つてもいかぬということじゃなくて、若干の修正というものはあり得るという考えをとりまして、たとえば去年、あの災害の場合に、そういう金を借りるという場合には、計画の修正ということも通達いたしました。現に開拓者資金は実は前回は百二十億くらいだったと思ひますが、これは四十二億とその後追加されております。それから自作農資金は先ほど申し上げましたように、これにも追加が出るといふ、あと十億くらいでございしますが、この追加をしたいという希望がございします。そういうように計画の運用にあたりましたは、私はそれで全然動かさぬというよ

うなことではなくて、事実上の修正を、おかしいところは手直しといひますか、修正はこれはやって、現実にもやっていると云ふような態度でおりまして、今申し上げましたような資金のワケもふやしたりなんかいたしてありますので、あまり年度によってアンバランスができたというふうなことにございまして、それにとられぬで、たとえば自作農、初年度は十萬、二年目の人は十五萬だというふうな場合には、同じ条件であればめんどろでも十五萬まで貸してやってもいいのじゃないかという事で、そういうふうな弾力的に運用しようというふうなことでこれに対処していこうという考えであります。

○北村 幡君 そこで、自分の都合で時間がなくて非常に申しわけないのですが、お伺いしたいのですが、過剰入植の問題でございしますが、これもまあ開拓農の振興の対策の一つとして、今度初めて施策として実施せられるようでございますが、これの考え方についてお伺いしたいのです。それは、今年度の予算で約七千萬程度で、そして六百戸の開引きをするというこのようですが、この六百戸の開引きを全国の不振開拓地にどんな形で割り振られるか。説明にもありましたように、開引き開引きといひましても、ほんの試験的じゃないか、開引きを要する不振開拓地というのは相当あるのじゃないかと思ふのですが、今年度初めてやる、こういうことですが、実はお伺いをいたしたいのであります。

○政府委員(伊東正義君) 開引きの問

題は、先生おっしゃいましたように、金額、戸数やなんかその通りでございます。また三十五年度はどうしても試験的といひますが、そういうふうにならざるを得ないようなことになつております。私もとしましては、三十六年度以降は少し計画的にやりたいという考え方を持っておりますが、三十五年度は先生のおっしゃいましたように、試験的にこれを行なうという事でございまして、で、考え方でございまして、三十五年度では、振興計画の中で振興農家が、不振の原因として、自分の経営面積が足りない、もつと増地してほしいというふうな、振興計画でそういう計画を立てていこうところを、実は対象にしたいというふうな考え方をしております。そして、そういう振興農家をかかえております組合単位に考えまして、そこで組合員が全部相談しまして、自分のところではそういう計画を作ったが、だれか出てほしい、そして残った人に土地を配分してほしいという事が、意見が一致しました組合を取り上げて、その組合の中から、全部移る場合もあるかもしれせんし、そのうちの一部の人が移るといふようなことで考えたらどうだろうかというふうな思ひをしております。ただ、その場合の面積等につきまして、頭から何町歩以上とか、以下はどうとかいふことは、全国的にはなかなかきめがたいような事情もありまうので、三十五年度は、そういう計画を立てました組合を原で選んでもらひまして、その原で選んだ組合の中で、みんなが合意をするならば初めて、どこか再入植するなり、あるいは移民に出るなり、あるいは全然離農するなりという人に対して、

しまして、残った人に土地を配分して、残った人の営農が向上するという見通しがついた場合に初めてこれを取上げようというふうな考えでございまして、実は、たとえ何県でありますれば面積幾らというふうな、まだフィックスした考えは持っておりませんが、三十五年度は、今言いましたような振興計画を作つて、その中で増地をしたという組合を原に選ばせまして、その中でみんな相談してやってみようというやり方で三十五年度はやってみよう、その結果を見まして三十六年度以降に少し計画的に考えるというふうなつもりでおる次第でございまして。

○北村 幡君 それの奨励金の問題ですが、まあ開引きをするような地区における、また、それを希望する入植の開拓農家というものは、これは経営不振であるという事は想像にたかたないのであります。大体一戸当たり平均十五萬円の奨励金、海外移住者は二十萬という事で、ここに奨励金を交付するようないふことが出ておるようでございますけれども、私はこの移転する農家の何といひますか、借入金、借金で、負債といふものが、これは全国の開拓農家の負債の平均からいって、奨励金で交付する十五萬円ぐらいは、これは今しよっている借金で手一ぱいじゃないか。新しいところに新規に入植するといふ場合に、この負債整理を一体どんなような形にして新規に入植するのか、あるいは海外に行く場合には、これはもう負債を全部整理していかなければならぬと思ふのですが、そういう意味で負債の整理のために二十萬の奨励金を交付するといふのか、あるいは全然農家から、農業ではなし

に、他の職業に転換する、他の産業に転換するといふ場合にも、これは転換資金といふものが必要だと思ふのですが、そういうような面からいって、この奨励金といふものの性格、一体どのような考え方でこの奨励金といふものを出すのか、そしてまた一戸当たり十五萬円程度の奨励金で海外移住したり、他の産業に転換をする、職業に転換をするといふようなものが、これくらい奨励金で転換ができるかと考えておられるのかどうなのか。そのほかに融資その他の便宜を与えるとか何とかいふことを考えておるのかどうなのか、こころ辺のところが私はやはり一番問題になるのじゃないかと思ふのです。借金返しはしたが、辛うじて借金だけは払ったけれども、あとはどうにもしようがないといふことになつたり、借金を借りて投げてほかの入植地に行く、あとの残った組合がそれを引き受けてしまわなければならないといふようなことが起こつたのでは、さつぱり、開引きして、残った開拓農家が、また組合なりが安定するような方向に進み、改善せられる、こういうようなことにならないじゃないか、もう少し徹底した対策といふものが必要じゃないか、こういうふうな思ひをしておりますが、この奨励金に關連をいたしまして、どんなような考え方でおられるのか、一つ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(伊東正義君) 御質問の中で平均的な数字で申し上げて恐縮ですが、開拓者の負債といふものは大体全部で残が三百十億でございます。平均しますと二十一萬ぐらいになっております。出ていく人の考え方でございしますが、これはこの奨励金のほかに

然その人は土地も持つておる、あるいは家畜等も持つておる人もおられますし、あるいは住宅もあるといふようなことでございまして、この奨励金のほかに残った土地なり、家畜なりをまた売つて収入に充てるといふことも当然これは考えられるわけでございます。単に十五萬なり、移民の二十萬だけでなくて、そういう収入も実はあるだろうといふことを予定してございまして、それで残りまして人につきました。また、それを援助する意味で土地の取得等につきましては、自作農資金を貸していくというやり方をしまして、残った人が土地を買いやすくなるという事も実はやっていきたいというふうな考えております。それでその人の借金の問題でございしますが、できますればそういうもので借金を返してもらうといふことが望ましいのでございしますが、それができません場合で、たとえば再入植をするといふような場合にございましては、今度のこの償還条件の緩和といふものに該当するようないふ人につきましては、これは条件を緩和しまして、新しい所に入植をするようないふ場合には、また新規入植として扱ひまして、特別会計から営農資金を貸す、新規扱いをしてこの金のほかに営農資金を貸します、基本営農資金になります。そういう手段を講じたいといふふうな思ひをしております。それから離農してしまふような人につきました。今いましましたようなことで、金がおかつかつ返せぬといふような人に対しては、これは和解をしまして、国の債権の管理等に關する法律という法律がございしますが、これに基づきまして、和解をしまして、そして支

持っているところへ、借金を払わずに支払いを延期してしまおうというような非常に思いやりある処置をとってもらう、そういうよいことで、転業をしてもうかってから払えというよいなことである、まあそういう開拓農家ですから、転業したからといって急にそううまくいくかいかないかということも非常に疑問のあるところだろうと思うのです。相当なやはり職業訓練なりなんなりを積んでいかないと、これはそう簡単に成功するかどうかという点について問題があるのじゃないか。従って、さしあたって組合、開拓農協等においても、出ていくものに借金だけは整理していけ、というように

○政府委員(伊東正義君) 間引きの問題は、今さつきおっしゃいましたように、今年度は六百戸ということで試験的でございますが、午前中御質問もありましたが、基本営農類型というようないくつか高い水準のものを新しい人に對しては考えております。これを相当程度既入植者の人にも、そういう問題を考えていくということがもしもありますれば、これは相当土地の再配分といえますが、間引きというようなことを計画的にやらなければならぬと私は思っております。それでこれも審議会の問題にもなりますが、私どもとしては、ある程度今残っておる人でも離農してもらってもいい人もあるかも知

○政府委員(伊東正義君) 前にほかの土地に入ったとかという人につきましては、奨励金の問題は、これは奨励金をさかのぼって出すということは実は考えておりません。今後出る人につきまして奨励金を出そうという考え方でございます。そういう意味では奨励金については、アンバランスという問題がございますが、これはやはり新規の人だけのものという考え方でございます。それからもう一つの、千戸で六百戸を聞引くとあと四百戸になるじゃないかというお話でございますが、私ども試験的にやります六百戸は、全部再入植するものとは考えておりません。あ

のじゃないかと思うのですが、最近、貿易の自由化の問題とも関連をいたしまして、輸入総額の二割程度の食糧の輸入でもって……、最近若干減っているだろうと思うのですが、そういう自給度を高める、こういう点からこの開拓事業をやってきたと思うのですが、そのために相当な多額の国の予算その他のを使用してやってきた。しかも、それが完全な形で実施せられないで、相当多額の国家財政投資をしながら、なおかつ生産性の低い開拓農家を生んだ、こういう大きな結果になっているのですが、それを、今度の法案のいろいろな説明の中にありますように、最近に

それで今度、そういう問題をひっくり返して全部開拓審議会で審議するのだ、こういうええはあれなんです。最近、基本問題調査会におきましても、あるいは何々審議会というようにみんな審議会に逃げてしまいう傾向があるわけなんですけれども、相当な資料を現在まで持っておるし、農地白書等においても相当な分析をされておるし、従って、私はもう行政府として相当なやはり見識というものを今日持っておって

しかるべきだ、今からいろいろな問題を分析して調査しなければ結論が出ないというようなことは、私は行政府として非常に怠慢だと思ふのです。非常に大きな、やはり今日、開拓の問題についても改革が望まれてきて、相当な調査もしておるのではありませんか、今後の農業政策の一環としての開拓政策について一体どのような考え方を持っておられるのか、一つ意見を伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(大野市郎君) 政府といたしましての開拓政策は、御承知のように、住宅その他の問題もありまして、土地の造成部分が他の用途に転用されておるやむを得ない事情もありますので、開拓の必要性は当然これは重要な政策として取り上げておるのでございます。ただいまの不振開拓地の問題に對しての対策は、御審議をいただいております通りでございますが、新しく入れます場合の、たとえば増反、それから新規入植、土地の造成には、幾つかありますけれども、これはどうしてもやらなければなりません。そのために比較的開拓地には経済ベースからいって割高につく場合もございますが、それはやはり国の造成政策としまして耐えて忍びながらそれらのものまで包含して農地の造成を考えて参る次第でございます。従つて、御質疑のございました基本問題調査会の結論を待つてそれらの詳細の具体化をはかるといふのでないで、すでに計画をいたして、毎年度の予算において年々減少する部分のその埋め合わせも当然必要でありますので、續けて参るのでございます。基本問題調査会の結論は、さらにそれを高度化したいろいろな専門的な点から

示唆があると思ひますが、その結論をこの問題に關しては待つてもございませんで、農地の造成に進む、そういう所存でございます。

○委員(堀本宜実君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(堀本宜実君) 速記を始め。

○千田正君 ただ一点だけ……政務次官でも農地局長でもいいのですが、今度三法案を提案されておりますが、この終戦後に入つた引揚者や、あるいは復興者その他の大部分がそういう人たちののですが、先般からいろいろ御説明のある通り、債務の重なるおるといふ点が非常に大きな難点になつておるわけで、ある程度の時点を一つの段階として、それ以前のものは一括して、一応のたな上げといつては語弊がありますが、ほんとうに返済ができる程度まで一括してめんどうを見るというような方法が考えられないだろうか、こういう点ですね、これは内容を見ると幾段階にも債務が分かれてゐるわけですよ。それを検討していくという膨大なものになる。だから実際に政府が恩典を与えて貸し付けようと思つても、前の借金を返さなければ借りられないとか、あるいは災害を受けた場合の復旧にしましても、前の利息を入れてなければ借りられないとか、いろいろな難点がそこに生じてきて、今までそういうことばかり繰り返して、今から一つこの段階を基準として、もうこの辺で徳政をしなけれ

ば實際開拓民は生きていけないという段階じゃないですか。そういう点をむしろ私はあまりこまかくきざむよりも、大きな意味でそういう政策を立てなければ開拓行政というものの将来というものは決して私は明るい見通しがないと思ふのですが、どうですか。その点だけ聞いておきたい。

○政府委員(伊東正義君) 私からお答えいたします。実はその点、午前中、藤野先生、東先生からも御質問があつたのでございしますが、私どもの考え方といたしましては、過去に滞つたのは大体二十三億くらいでございますが、これは一時に償還すべきものでござい

ますが、こゝろのものを二十年なり、あるいは十五年に分けて償還するということも非常なこれは条件の緩和になるのじゃないかと、先生の御っしゃいましたたな上げの問題でございしますが、実はこれは現在の法制のもとでは、国の債権につきましては、履行延期をして十年たつてなお無資力であるというような場合に初めて免除とか、そういうことができるようになっておりますが、そういう建前でございしますので、私もとしましては、たな上げということでなくて、延ばすという、延ばして末に非常に困つた人は五年間は据え置くようなことで、その間に一つ借金も返せるようになってもらふということを実は考えまして条件の緩和をしたわけでございます。免除あるいはたな上げということにつきましては、実は財政当局と交渉しましたときも問題にはなかなかならぬといふことでございまして、大体今の条件緩和の程度で立ち直りができるのじゃないかといふ実は判断をしたわけでございます。もう一歩突き進んで基本営農類型のようなどころまでさらに追加投資を

するかどうかというようにつきま

しては、これは相當な財政投融資が要りますので、もう少し検討したいというように考えておりますが、この条件の緩和である程度黒字に転化するといふことをやつてもらう、また可能ではないかという判断をしたわけでございます。

それから先生のおっしゃいました、借金があるから金が貸せぬということ、これは、実は系統金融等にはございせん。國の方から貸しております基本営農資金でございますが、あるいは振興対策資金につきましては、まだ返さぬ人がありまして、その人にはまたさらに貸していく、今度も条件を緩和して延ばして据え置くような人にも当然追加投資をしていきますので、國の金につきましては、まだ借金を返さぬから貸さぬといふことは実はやっております。

○千田正君 もう一点。それで今度の三法が通過することによつて、私も昨年も一昨年も開拓地の現状を見て、特に北海道、東北地区における最近の機械開墾におけるところの大規模な開墾に入植した諸君の姿と、それから旧入植の開墾者の貧困な姿との間にはあまりに格段の差があるのですね。それを今度の三法によつてある程度その差が埋められるかどうか、ある程度追いついていくかどうか、こういうことをわれわれは心配するのですよ。といふことは、単に開拓農地の問題のみならず、一つは、半面においては社会問題を含んで参ります。生活環境その他に及ぼすところの社会問題もともに含んでくるという随伴した一つの社会問題もありますので、その点の緩和あるいは調整という面にどれほど役立つかと

いうことは、この法案の通過によつての効果という問題をわれわれは考えざるを得ないのでありまして、その点はどういうふうに考えておりますか。

○政府委員(伊東正義君) 先生のおっしゃいましたように、北海道、青森、岩手等でもやっておりますパイロット・ファームという、これは國の金も融資で二百四、五十万貸すといふふうな、パイロット・ファームとしての、ほんとうのパイロットとしての役割りといひますか、企業としてやはりこういうこともやれるといふような段階のものが一つと、もう一つ、三十三年に新しい考えを出しました基本営農類型、これは新規な人はなるべく基本営農類型というふうな、ある程度高いところをねらつた地区に入れます、過去の苦い経験を繰り返したくないという段階、それからもう一つ、今、先生の御指摘の振興計画を作りました人々と三段階ございします。今われわれやっておりますのは、この振興計画を達成するといふことがまず第一段階じゃないかと、その上で基本営農類型なり、あるいはパイロット・ファームというやうなところとどういふふうに調整をとつていくかといふことにつきましては、実はこれは相當ないろいろな財政投融資もございまして、間引き等の問題も出て参りますし、かなり大がかりな実は仕事になりますので、私もとしましては、第一段階としてまず振興計画といふものを達成したい。そのじやまになりまふ債務の重圧からまず救つていこうじゃないかといふやうな考えでやりましたので、これをやりまして一挙にパイロット・ファームでござい

ますと、あるいは基本営農類型ま

でにすぐに飛び上がるというわけには参りませんで、もう一段階が要るといふふうに考えております。

○千田正君 最後にもう一点だけ。これは今までのあれは金融面あるいはその他において、補助の面等においてめんどろを見ておるといふのが一つの段階ですから、これはもちろんけつこうですが、一面、現地に行つて見てみるという、たとえば二町歩もしくは三町歩が当人の開拓地であり、土地として獲得したものにかかわらず、人手が足りない、畜力がない、金もないというので、三町歩のところが一町歩しか開拓ができない。あとの二町歩というものはそのままやぶになつておる。これを何とかやりたいと思つても、畜力が足りない、人手がないというのでそのまま放置されておる。むだな面が相当ある。これを何によつてしからばやつていくか、そういうところにも、むしろ金ばかりの応援じゃなく、小型の機械が何かをもつてこれを手伝つて開墾してやることによつてその人の明るい希望が持てるのじゃないかという点が相当あるのですね、そういう面の農林省としての施策は特に考えておられるかどうか。ある県においては、私どもの県については、一応開拓公社みたいなものができて、機械を貸し付けてやらせようというけれども、機械を借りる金さえもないわけですね。機械は農林省から借りられるが、これはやはり一定の使用料を払わなくちゃならぬ、使用料を払つてまでとてもやれないというところが相当多いですね。それを何とかしてもう少しこ入れして、やはり一町歩なり二町歩なりになつて、どうやら営農類型というものが自

然にそこに生まれてくる。そういうところへもつてきて今出たような法律によつて幾らでも、十万でも二十万でも金が導入されてくるという、ようやくそこに息がつけるという段階になるのですが、そういう放置をされておるところの未開墾地に対するところの政府としてのこ入れの何か方策があるかどうか、これはどうですか。

○政府委員(伊東正義君) それに対します対策としては、開墾作業費というものが公共事業費の中にとつてあります。これはたとえば先生がおっしゃいましたように、三町歩あった中に一町歩の開墾作業費はもつたが、また予算の関係で開墾作業費がもらえぬで残つておるといふような人につきましては、これは実は開墾作業費があまり潤沢でございせんので十分には行つておらぬのでございしますが、まだ補助金を、その面積については開墾作業費をもらつておらぬという人につきましては当然これは補助金を出せる仕組みになつております。

それからもう一点は、先生今御指摘になりましたトラクター等でございますが、これは振興局の方でもこし中型、大型約八十台、それから私の方の開拓だけの関係で小型を二百五十台でしたか、補助金を出して買うというふうな予算も実は作りましたので、営農資金その他、あるいは自作農資金、そういうような金も融資しておりますので、そういう金を回して借りるとか何かそういうことも一つやつてもらつて、開墾作業費と、そういう国でいろいろ出してあります金、その他をうまく活用してもらつて機械を借りる、何

かそういうことが今考えられている対策でございます。

○委員長(堀本宣実君) 三法案に対する質疑は本日はこの程度にとどめ、これをもつて散会をいたします。

午後三時二十九分散会

昭和三十五年四月二十七日印刷

昭和三十五年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局